

狛江市

育児支援ヘルパー
—利用案内—



こんな方が、ご利用になれます。

「出産前、なかなか上の子の世話ができないので手伝って欲しい…」

「出産後に手伝ってくれる人も、知り合いもいなくて不安…」

事業の目的

この事業は、出産前後、育児や家事が困難で、代わりにしてくれる人が身近にいない家庭に対してヘルパーを派遣し、家事や育児の援助などを行うことによって、出産前後の生活を支援するものです。

利用できる方・利用期間など

◎利用対象者

狛江市在住で、出産前後に、昼間、家事や育児などを手伝ってくれる人のいない家庭

◎利用期間

	通常利用	多胎家庭
出産予定日2か月前～	96時間	96時間
出産日～1歳未満	96時間	240時間
1歳～2歳未満※	96時間	180時間

※1歳以降の利用には、再度申請が必要となります。

◎利用時間

午前8時30分から午後6時までの間の2時間以上4時間以内（1日1回に限る。）

日曜日・祝日・年末年始は利用できません。

1回につき2時間以降は30分単位で利用が可能です。

サービス内容

育児に関すること

（授乳、沐浴、オムツ交換、きょうだいの育児に関すること）

家事に関すること

（食事の準備や片付け、買い物、居室の掃除、洗濯など）

その他必要な助言・相談（育児の助言・相談など）

利用料

生活保護世帯	なし
住民税非課税世帯	1時間 500円 30分 250円
上記以外の世帯	1時間 1,000円 30分 500円

*利用時間が2時間未満の場合は、2時間分の利用料となります。

*ヘルパーの手配の都合がありますので、キャンセルの場合はすぐにヘルパー事業所へご連絡をお願いします。

*派遣予定日前日の午後6時以降のキャンセルは**1日あたり 1,000円 のキャンセル料（無断の場合 3,000円）**が発生します。

*利用料は、クレジットカード又はPayPayでお支払いできます。

利用後、お支払いに必要なURLを、申請書に記入いただいたメールアドレスにお送りします。

利用の流れ

① 相談・申込み

事前に電話連絡を入れてください。その後、子ども家庭支援センターにお越しいただき、申請用紙にてお申込みください。



② サービス利用の決定（利用承認（不承認）通知書の郵送など）



③ サービス内容や日程などの事前調整

利用前にサービス内容の確認や日程などの調整のため、派遣されるヘルパーがご自宅へ伺います。

*事業者により電話での調整のみとなる場合があります。



④ ヘルパー派遣



⑤ 利用終了後、利用料の納付（月単位）

★お気軽にご相談ください★

利用に関するお約束

- 原則として、利用したい日の1か月前までに、相談・申込みをしてください。（1か月以内の利用希望でもご相談ください）
- 出産後、すみやかに派遣ヘルパーに連絡して、派遣開始日・時間及び内容をご確認ください。

☆ヘルパーは、市と委託契約した事業者から派遣されます。

<問合せ・申込み先>

狛江市子ども家庭支援センター

狛江市元和泉1-11-11

（狛江市子育て・教育支援複合施設「ひだまりセンター」1階）

Tel 03-5438-6605

月～土曜日 午前9時～午後6時

（休館日 日曜・祝日・年末年始）

